

第三管区海上保安本部公示第29号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年9月9日

第三管区海上保安本部長

福本 拓也（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 横浜市港湾局

（2）住 所 横浜市中区本町6丁目50番地10

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 京浜港横浜区第2区（調査区域図のとおり）

（2）期 間 令和8年10月7日から

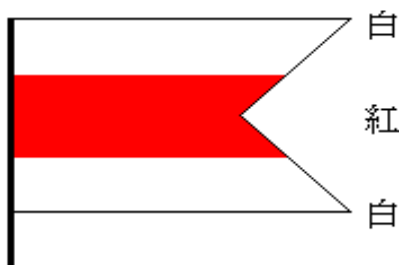
令和8年11月7日

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機

4 その他必要な事項

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



調査区域図

京浜港横浜区第2区

